

原子力災害対応に係る福島県からの聞き取り概要

日時 平成23年8月29日（月）14:00～17:00

場所 福島県自治会館会議室

○地震発生後の状況

地震発生後、県庁内は停電。非常用発電装置は作動したが、スプリンクラーの作動により電源がショートして使用不能となった。電話・ファックスも不通。県庁内に災害対策本部を設置することが出来なくなったことから、県庁と道路を挟んで隣接する自治会館3階に災害対策本部を設置した。

1 情報伝達

(1) 初動体制について

地震発生直後、東京電力（株）から、原子炉の停止を確認した旨の連絡あり。

また、10条通報及び15条事象等の連絡については、来庁し報告。

原子力緊急事態宣言発令に際して、国からの連絡はなく、テレビで知った。また、国への連絡がつかなかった。

(2) 避難指示に伴う情報提供について

福島県は、原子力緊急事態宣言発令後、国から何も連絡が無いため、半径2km（大熊町、双葉町）の避難指示を発令。その後、国の避難指示をテレビで確認後、消防庁から県対策本部へ半径3kmの避難指示があった。しかし、通信不通のため市町村への連絡はできなかった。

なお、計画的避難区域等の設定の際には、OFCから県に対して事前の説明があった。

2 避難関係

(1) 避難所の確保、避難経路、輸送手段について

最初の半径3km圏内の避難指示に係る避難に関しては、官邸主導。

県の関与は、一部避難先市町村との調整や県有施設の避難所の開設以外ほとんどない。避難先の確保に当たっては、空間放射線量等は考慮していない。

10km圏内の避難指示に際し、市町村が独自にバスを手配し、自家用車で避難しているところもあった。

災害時要援護者の避難について、自衛隊や警察の協力のもと、避難手段の手配などを行った。なお、国、市町村の状況は把握していない。

(2) 避難生活の長期化について

各避難所に県職員（運営コーディネーター等）を派遣している。運営要員の規模

(最大2人×150組程度)。

屋内退避区域への物資輸送は、対策本部を通じて自衛隊に依頼。

帰還できる見通し、元の生活に戻れる判断材料が少ないことが課題と考えている。

3 事態の長期化・広域化

役場代替施設として県有施設の提供、連絡調整のため県職員の派遣を実施。

モニタリング用の資機材や警察・消防・自衛隊用の資機材は、県で調達。

4 モニタリング等

地震発生直後、テレメータの確認のみ。

3/12からOFC活動として、JAEAの支援のもとモニタリングを開始。

3/15以来、県は、20km以遠のモニタリング、JAEAは、20km圏内のモニタリングを実施。避難所でのモニタリングは実施していない。

10km圏内にモニタリングポストが23箇所あり、内4箇所は津波で倒壊、ほかは停電により非常用発電機が起動したが、燃料切れとともに作動しなくなった。

環境モニタリングに関して、環境試料の測定では、試料は汚染していることが前提となるので、他の試料に汚染が移らないよう前処理できるかが課題である。

5 被ばく医療

(1) スクリーニングについて

3/13、被ばく医療の専門家の意見を参考に、13,000cpm以上100,000cpm未満は拭き取り、100,000cpm以上は全身除染と決めた。

スクリーニングは、全国の自治体、大学等の支援を得て実施。スクリーニングは巡回から常設に移行し、常設会場はバックグラウンドの低いところに設置した。

当初、住民に対して、避難所入所のため、各個人へスクリーニング済証を発行。現在は希望者のみに発行。除染結果は口頭で伝達。

(2) 安定ヨウ素剤について

安定ヨウ素剤の服用について、マニュアルでは避難所において県からの指示により服用することとなっている。今回、国からの指示はなかった。

3/16に20km圏内の避難者に対して服用の指示を出す予定があったが、3/16までに避難完了済のため結果として出さなかった。

また、県では、3/16 安定ヨウ素剤を50km圏内(25市町村、150万人対象)へ配備することを決定し、国へ支援要請。製薬会社からの無償提供や茨城県からの支援などもあり、3/22には110万錠を確保し市町村へ配備した。

福島県では、平常時から10km圏内の6町村へは配備。

配布、服用について、今回、県からの指示はしていないが、いわき市で住民へ配布、三春町で配布、服用があったようだ。

(3) その他

被ばく患者について、2次被ばく医療機関である福島県立医科大学から放射線医学総合研究所への搬送が1件。

被ばく医療機関への支援として、水や重油など要請のあった医療機関に対しては、災害対策本部が要請に基づく対応を行った。

6 オフサイトセンター

地震発生直後からOFCは停電となり、隣接の県原子力センターへOFC対応要員が参集。原子力センター職員、大熊町1名、詳細は不明。3/12 00:00副大臣が到着（原子力センター）。

初動時、OFCでの活動内容は、情報共有活動のみ。

3/14～3/15にかけて活動拠点をOFCから福島県庁へ移動。

移転後、規模は縮小しているが、各機能班は設置、24時間体制。県からは、職員が5～6名常駐。電力ブースでは、テレビ会議システム（電力専用）を使用して、連絡を取り合っている。

移転後のOFCの主な活動は、会議を開催し、国からの報告を周知、情報共有。

7 その他

初動時に有効な通信手段は、衛星携帯電話。対策本部に3台あり、内2台は、東京電力との送受信に使用した。

現在、国との連絡はOFCを通じて行い、市町村とは必要に応じてFAX一斉送信している。

県としての情報発信は、知事出席の本部会議を土日以外毎日開催（現在は、月曜日、木曜日の週2回）し、全て公開している。

また、避難生活を余儀なくされている方には、県で把握している避難者個人に対しては郵送で情報提供している。初期の頃は、県からの情報がないとの批判を受け、避難所に県職員が出向き直接避難者に手渡した。

SPEEDIの結果について、3/11に予測図面1セット（風下方向が示してあるもの：風速場図形1枚、大気中濃度図形2枚、空気吸収線量率図形2枚）の提供を受け、コピーを配布し、情報共有を行ったものの、風下方向が海だったため、以降のモニタリングには影響ない結果と判断した。

現在、県で行っている原子力災害対策の活動内容として、①総合調整、渉外、②除染対策（大学、企業からの提案について検証）、③モニタリング、④事故収束に向けたロードマップの進行管理。